

「特別定額給付金」の申請を受け付けています



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、国民1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」の申請を受け付けています。

1. 支給対象者(受給権者)

基準日(4月27日時点)において、八雲町の住民基本台帳に記録されている方が対象です。給付金を受給する方は、支給対象者の属する世帯の世帯主です。

2. 給付額

給付対象者1人につき10万円

3. 申請方法および給付方法

感染拡大防止の観点から、次の(1)または(2)を基本とし、原則、受給権者本人名義の口座へ振り込みます(原則、窓口での申請受付は行いません)。

(1)郵送申請方式

町から受給権者宛に郵送された申請書に振込先口座などを記入し、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)と振込先口座の確認書類(通帳見開きページ、キャッシュカードなど)の写しを添えて、同封の返信用封筒にて郵送します。

(2)オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用できます)

マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から振込先口座などの情報を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請を行います。

詳細は、町ホームページまたは総務省ホームページ特別定額給付金特設サイトをご確認ください。

※オンライン申請を行うには、ICカード読取機を備えたパソコンか、カード読取機能を備え、専用アプリをインストールしたスマートフォンが必要です。

4. 申請期限

8月21日(金)まで(郵送の場合は、当日消印有効)

5. 配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

配偶者からの暴力を理由に避難している方は、手続きを行っていただくことにより、世帯主でなくても、同伴者の分を含めて申請および給付金を受け取ることができます。詳細はお問い合わせください。

6. 給付金を装った詐欺に注意してください

「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください!

- ・町や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対ありません。
- ・町や総務省などが給付金の給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対ありません。

ご自宅や職場などに町や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら役場やお近くの警察署(または警察相談専用ダイヤル(#9110))などにご連絡ください。

【問い合わせ先】 住民生活課社会係 ☎0137-62-2112(内線244・245)
熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111
総務課 ☎0137-62-2111